

今回の介護保険改定内容が通所リハに与える4点

①通所リハ事業所の役割が明確化

■活動・参加に向けたアプローチを実施

通所リハビリテーションでは、IADL（手段的日常生活動作）の訓練を行い、社会や家庭への参加を促し、通所リハビリテーションを卒業していくことが想定。通所リハビリテーション事業所は、回復期リハのように通過型のリハビリテーション施設であると定義された。

例) グラウンドゴルフ参加事例・・・団体側（社会）の受け入れ不十分→健常な高齢者から拒否された。
→通所リハを卒業する卒業先として通所介護が認められた。

【介護報酬】リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ、生活行為向上リハビリテーション加算↓

■重度者対応機能拡大

通所リハ施設は、介護保険下サービスで、唯一の医療サービスを提供する通所系施設であり、在宅生活における医学的管理を担うことが、より重視された。

【介護報酬】重度者ケア体制加算、重度療養管理加算要件変更

②通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの連携促進

通所・訪問リハは、計画書を共有することが可能となる。退院初期等のフェーズでは、通所・訪問リ

通所介護支援

1 1、送迎時における居宅内介助等の評価

送迎時に実施した居宅内の介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間は次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含める事ができる。

- ① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が旧ホームヘルパー2級研修課程修了者以上または、当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉法人等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤続年数3年以上の介護職員である場合

1 2、延長加算の見直し

(新規) 延長加算 4時間 200単位/日

(新規) 延長加算 5時間 250単位/日

最大14時間まで算定可能となったが、通所介護前後の延長加算+宿泊の組み合わせは算定不可となった。

改正前 通所介護⇒延長加算（別途利用料）⇒宿泊⇒延長加算（別途利用料）

⇒通所介護（同一建物減算）

改正後 通所介護⇒別途利用料⇒宿泊⇒通所介護（送迎なし）47単位